(保護者資料)

「合理的配慮の提供について」

1 障害者差別解消法とは

平成25年6月19日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定されました。これにより、平成28年4月1日から、公立学校では、障害者に対して、障害を理由とする差別が禁止されるとともに、合理的配慮の提供が義務となります。

2 合理的配慮とは

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが他の子どもと平等に勉強や学校生活を送る ことができるように、次の3つがあげられます。

- ①学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ②障害のある子ども一人一人に応じて、個別に必要とされるもの
- ③実施できる人がいること、また金銭的に提供が難しくないもの

3 学校における合理的配慮例

【学校における合理的配慮の例】

(1) 肢体不自由のAさん

【状態】両足にまひがあり、車いす使用。エレベーターの設置が困難。

- ○教室を1階に配置。
- ○車いすの目線に合わせた掲示物等の配置。
- ○車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消。

(2) 聴覚過敏があるBさん

【状態】大きな音が苦手で、イヤーマフや耳栓等で調節している。

○運動会はピストルではなく、ホイッスルを使用する。



4 合理的配慮提供までの流れ



①障害者差別解消法においては、合理的配慮の提供について、 本人や保護者から申出(意思の表明)を行います。

- ②「過度の負担かどうか」「実施可能かどうか」を学校等が、 代わりの案はないかどうかも含めて、一人一人について考え ます。
- ③合理的配慮の決定については、本人・保護者と話し合いながら行います。
- ④決定された合理的配慮については、個別の教育支援計画に 記入します。また、個別の指導計画にも活用していきます。 さらに、進学するときには、次の学校に引継ぎます。

⑤校内委員会等で定期的に評価し、再度、本人・保護者と話し 合いながらよりよいものに修正していきます。